

『稿本天理教教祖伝』（以下御伝という）には、秀司が明治10年（57歳）に、宮地某の誣告によって、奈良警察署に40日間留め置かれたとありますが、その前年の明治9年にも、蒸し風呂に葉種を用いたとの嫌疑で、30日間監獄へ行ったという記録（『復元』第37号参照）もあります。

官憲の取り締まりについて、御伝の114頁には、

今後満十二年に互り、約十八回に及ぶ御苦勞を予言され、……今や將に、教祖に対する留置投獄という形を以て、高山布教が始まろうとして居る。

と記されていますが、監獄に拘留された時間・日数を数えれば、秀司が誰よりも長く収監されていたのではないかと推察されます。当時の留置・監獄署の環境の中で、足の不自由な秀司が30日や40日もの長い時間をどう過ごしたのか。その日々がどれ程悲惨なものであったのか想像もつきません。

そして、その秀司の身に直接加えられた苦難と共に、周辺の社会環境に目を転じれば、庄屋敷村の至近距離にあった大寺、西の日光とも称された内山永久寺が明治7年に廃寺になり、明治9年ころには跡形も無くなっています。760年以前の平安時代に創建され、5町四方（500m）の境内地に建っていた40有余坊の伽藍が、数年の間に破壊・略奪され消滅した現実を見れば、200坪程度の敷地に3～4棟の小建築物があるだけの中山家の存在がいかにひ弱なものに見えたことか。反政府思想の取り締まりに立ち向かい、廃仏毀釈の嵐にまともにもさらされることの恐怖が、大きく秀司の身に迫ってきたことであらうでしょう。

御伝の142頁には、

（教祖は拘引を）些かも気に障えられる事なく、これ皆、高山から世界に往還の道をつけるにをいかけである、反対する者も拘引に来る者も、悉く可愛い我が子供である、と思召されて、いそへと出掛けられた。教祖は常に、「ふしから芽が出る。」と、仰せられた。

とあります。

この記述を文字通りに読めば、教祖にとっては、拘引・留置は何ら苦痛ではなく、むしろ“高山布教のチャンスが到来してよかった”ということであり、拘引される回数や日数が長い方が好ましいということになります。しかし、実際には、皆が教祖の留置投獄を御苦勞と言ひ、秀司や高弟たちの収監でも何とか早く出牢が叶うように尽力しているのですから、監獄へ行くのが有難い嬉しいなどは、教祖以外の誰も思っただけでなく、言えまじう。

御伝の148頁には、地福寺の配下となる願い出に関して、

教祖は、「そんな事すれば、親神は退く。」と、仰せられて、とても思召に適いそうにも思えなかったが、秀司は、教祖に対する留置投獄という勿体なさに比べると、たとい我が身はどうなっても、教祖の身の安全と人々の無事とを凶らねば、と思ひ立ち、わしは行く。とて、一命を賭して出掛けた。

とあります。

親神に退くと言われるのと、人間の官憲に拘引されるのと、どちらが本当に恐ろしいのか、というような論は、民主国家の

今の時代の我々にして言えること。国家権力が絶大で、人権など顧みられることがなかった時代の留置投獄の経験をすれば、（秀司が獄内で拷問などを受けたか否かは不明であるが……）親神に退かれて息を引き取る方がまだましだと感じることもあったであらうでしょう。

そして、秀司にとっては教祖である前に長年の労苦を共にしてきた年老いた肉親の母親。そのかけがえのない人を、自分が命の危険を感じたような監獄生活に迫りやる危険を冒すことはできない。何としてでも官憲からの迫害攻撃をさける手立てを講じなければならないと思えたであらうし、また、彼の立場としては、母を慕ってくる信者の命を危険に晒すわけにもいかなかったのでしょう。蒸し風呂や宿屋の鑑札を受けたり、地福寺の配下になる方策を講じたのも、他の選択肢がなかったと考えた方が妥当だと思えるのです。

『改訂正文遺韻』（平成26年復刻版）65頁には、

先生の御心にして見ますれば、神様の仰せ通りにすれば、上へ対して身が立たず、上へ不都合なき様にすれば、親様の御心に叶はず、実に一戸の戸主とし、且つ村役をも勤めし身分としては、進退を決するに苦しみ、絶体絶命の思ひを遊ばされたでござりませう。

とあります。しかし、秀司の周りの誰がその板挟みの苦勞を共有していたかと考えると、なかなかその誰かを見つけるのが難しい。明治2年に結婚したまつゑは30歳以上年下でしたし、後に取次と言われた人たちでも当時は誰もが秀司より若輩。信仰歴も長くて10数年ですから、秀司が心底から悩みを打ち明けて相談できる人、あるいは、彼に面と向かって“教祖の言われる通りに、神にもたれて通るべきだ”と、意見できた人がいたとも思えません。孤立無援の秀司の孤独感は大変なものだったと思えるのです。

我々が“ひながた”という時、立教以後の教祖が何をどう言われ振る舞われたかを見て、そこに込められた神意について考え、語り、記します。しかし、その教祖の言動が“ひながた”になるためには、その話の相手、行為の対象者が存在する必要があります。教祖お一人のみによる言動は、教理にはなり得ても“ひながた”にはなりません。たとえば、教祖が内倉に籠られたという事実があっても、誰も見ていないその中での様子は、“ひながた”にはなりません。教祖が「おふでさき」を記されたことも、書き残されたものは教理にはなりませんが、筆をとる行為を誰かに教えられたわけではないので、“ひながた”として皆が自分の「おふでさき」を書くべしにはならないのです。

つまり、教祖の言葉を聞き、その振る舞いを目にする対象者がいてこそ、教祖の言動が“ひながた”になる。そう考える時、中山みき様と64年の年月を共に過ごしている秀司。立教以来、43年を教祖の側にいた秀司の存在がなければ、“ひながた”の大部分が成り立たなかったのです。洋服を作るには表地だけではなく裏地が必要なように、教祖に寄り添った秀司の存在があつてこそ、“ひながた”が残されたといえるのではないかと、思う次第です。